

◇大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 1 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局障がい者施策部運営指導課)